

## 第2章 法定相続分と異なる分割をしたい場合

### 6 夫の死亡により後妻が居宅から退去を迫られる事態を避けたい

#### ケース

甲は同族会社（発行済株式100%所有）の代表取締役であり、居宅（敷地200坪の戸建て住宅で、先妻の父から遺贈により甲が取得）に妻（後妻）と2人で居住しています。

甲の長男（先妻（既に病死）の子）は、その同族会社の取締役で、長男家族（嫁及び孫）とマンション（長男所有）に住んでいます。

甲の死亡後は、長男に同族会社の株式を相続させるとともに、同族会社の経営を承継させ、あわせて、上記の居宅も相続させるつもりですが、居宅には甲の死亡後も、妻が住み続けられるようにしたいと考えています。

なお、後妻と長男（先妻の子）は、必ずしも良好の関係とはいええず、長男が居宅を取得すれば、後妻に対し居宅からの退去を迫る可能性もあり得ます。

そのような事態を避けるために、効果的な対策を講じることができないでしょうか。

#### 対策メニュー

- 1 付言事項を活用し後妻が居宅に住み続けられるようにする
- 2 遺言書を作成し後妻に居宅を相続させる
- 3 配偶者居住権を設定する

4 後妻（配偶者）に対する贈与の特例（2,000万円控除）を活用する

5 後妻を借主とする賃貸借契約を締結する

### 検討のポイント

甲が後妻と同居する居宅は、甲の先妻の父から取得した経緯があるため、いずれ先妻の父の直系である長男に戻したいという事情があり、また、甲の死亡後に残された後妻は、安心した老後が過ごせるようにさせたいという重畳的な事情があります。

それらの事情を解決するための第一の対応として、遺言における付言事項を活用して、甲の居宅を相続により取得する長男に対して、その居宅に後妻が生存中は無償で居住することの同意を求めることが考えられます。

付言事項には法的効力ががないため、長男が付言事項に従うことが期待できなければ、第二の対策として、遺言により後妻に居宅を相続させることが考えられます。この対策であれば後妻が居宅に住み続けることはできますが、先妻の父の直系である長男に戻したいという甲の思いが実現できないことになります。

そのため、第三の対策として、配偶者居住権を設定し、居住権は後妻が取得し、その居住権付き（負担付き）の建物及び敷地を長男が相続すれば、後妻は無償で居宅に住み続けることが可能になり、後妻が死亡した後は、長男は負担が解除された完全な所有権として居宅を使用可能となります。

また、第四の対策として、居宅の評価額が2,000万円前後であれば、配偶者控除の特例を活用して、生前に後妻に無税で贈与を行うとともに、その贈与により取得する居宅は、後妻から長男に死因贈与するな

どの選択肢もあります。

最後に、甲の死亡後に長男所有となった居宅は、後妻が長男に賃料を支払い住み続けることとし、後妻が賃料支払に必要な資金は甲の遺産から取得することも考えられます。

## 解 説

### 1 付言事項を活用し後妻が居宅に住み続けられるようにする

#### 【効 果】

付言事項とは、遺産の処分等の法律行為以外について、「家族に言い残すメッセージ」として位置付けられ、法的効力はありません。

長男が居宅を相続しても、後妻が生存中は居宅に無償で居住することができることを付言事項に記したことにより、支障なく、後妻が無償で居宅に住み続けることが期待できるのであれば、有効な対策といえます。

付言事項は、遺言の前文と後文のどちらに書いてもよいようですが、後文が一般的なようです。

#### 【留意点】

長男が甲の付言事項を尊重しないようであれば、後妻が安心して居宅に住み続けることが期待できません。

そのような状況に備えて、次の2以降の対策を検討する必要があります。

### 2 遺言書を作成し後妻に居宅を相続させる

#### 【効 果】

遺言は、遺言者である甲の死後の法律関係を定める最終意思の表示であり、甲の死亡により法律効果が発生します。

甲が、例えば公正証書遺言により、後妻に居宅を相続させる旨を記載すれば、後妻が相続により居宅を取得することになり、甲の死亡後は妻が居宅に住み続けることが可能になります。

### 【留意点】

甲の死亡後は、後妻が居宅に住み続けることは可能になりますが、後妻の死亡後にその居宅を長男が取得できるか否かは不透明であるといえます。

その不透明な部分を解消するために、甲は遺言書の作成に際し、上記1の付言事項を活用して、後妻が居宅を取得した後に、居宅を長男に対して死因贈与すること等の要請をすることが考えられます。

また、確実に長男が居宅を取得するための対策として、次の3が考えられます。

## 3 配偶者居住権を設定する

### 【効果】

民法改正により、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用及び収益を認めることを内容とする法定の権利（「配偶者居住権」といいます。）が新設され、遺産分割における選択肢の1つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとされました（民1028～1036）。

甲が遺贈により、後妻に配偶者居住権を取得させ、その居宅の所有権は長男に取得させることにすれば、甲の思いが実現することになります。

### 【留意点】

民法改正は、令和2年4月1日以後に開始する相続について適用され

ますので（平30法72附則1四・10）、本ケースが同日以後に開始する相続に該当することから、有効な対策といえます。

#### 4 後妻（配偶者）に対する贈与の特例（2,000万円控除）を活用する

##### 【効果】

相続税法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産などの贈与が行われた場合、その居住用不動産の評価額から基礎控除110万円（相法21の5、措法70の2の4）のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例があります（相法21の6）。

本ケースの居宅の評価額が2,000万円前後であれば贈与税はかからず、甲は上記の特例を適用して後妻に居宅を贈与することにより、後妻は居宅で安心して老後を過ごすことができます。

なお、甲は後妻に対する上記特例の贈与に際し、後妻の死亡後は死因贈与・遺贈等により、居宅を長男の所有に戻すことの約定等を整えておくべきでしょう。

##### 【留意点】

民法改正により、令和元年7月1日から婚姻期間が20年以上である夫婦の一方の配偶者（甲）が、他方の配偶者（後妻）に対し、その居住用不動産（居宅）を贈与した場合については、持戻し免除の意思表示があったものと推定し（民903④）、遺産分割においては、原則としてその居住用不動産の持戻し計算が不要とされました（居住用不動産の価額が特別受益として扱われないことになりました。）。

したがって、後妻が生前に贈与を受けた居宅は、甲の相続開始に際し、持戻しの対象になりません。

## 5 後妻を借主とする賃貸借契約を締結する

### 【効果】

上記1から4までは、甲の死亡後に甲が所有していた居宅に後妻が無償で住み続けることを前提としていましたが、本対策は、その無償という前提を有償に変えることにしたものです。

居宅の賃料が有償であったとしても、残された後妻に賃料の支払能力があれば、その居宅で安心して老後を過ごすことができます。

そのためには、甲の財産のうちから、居宅の賃料支払可能相当額の資金を後妻に遺贈等により確保させる手立てを講じておくことが必要になります。

### 【留意点】

後妻に居宅賃料の支払資金があっても、居宅の所有者となった長男が居宅を他の者に賃貸することもあり得ます。

そのため、甲は生前に長男に対し、居宅は甲の死亡後は後妻に優先して賃貸することを約することを条件・負担として居宅を相続させる旨の合意書や遺言等を作成しておくべきです。

### アドバイス

本ケースは、相続税法の規定及び見直し後の民法の規定により対策を講じています。

視点を変えて、民事信託を活用した対策も視野に入れる場合には、第9章を参照してください。

### 37 医療法人の出資持分の評価額を引き下げるなどにより理事長の相続財産を減少させたい

#### ケース

私は、出資持分のある医療法人の理事長として、病院の経営に従事していますが、医療法人の業績は好調で毎期定期的に利益が出ています。出資持分の全ては理事長である私が保有していますが、出資持分を後継者である長男に移転する際に、出資持分の評価額を引き下げないと高額な贈与税や相続税の負担が心配です。評価額を引き下げる具体的な対策があれば教えてください。

また、私の所有している土地の上に医療法人が建てた病院が建っています。この場合、小規模宅地等の減額特例が適用できる場合があると聞いていますが、その内容を教えてください。

#### 対策メニュー

- 1 比準要素数1の会社にならないようにする
- 2 病院の大規模修繕・建替えを利用して出資持分の評価額を引き下げる
- 3 MS法人を利用して出資持分の評価額を引き下げる
- 4 役員退職金を支給して出資持分の評価額を引き下げる
- 5 相続税対策として小規模宅地等の減額特例を活用する

#### 検討のポイント

出資持分のある医療法人の場合、出資持分は経済的価値を有する財産権なので贈与税や相続税の課税対象となります。医療法人は配当が

禁止されており（医法54）、また、株式などへの投資も制限されているため、出資持分の評価額は高額になりやすい傾向にあります。そのため、評価額を引き下げる対策も限られているのが現状です。

出資持分の評価方法は、財産評価基本通達194-2（医療法人の出資の評価）により、「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」があり、その医療法人の規模や状況に応じて、「類似業種比準価額」、「純資産価額」、「類似業種比準価額と純資産価額の組合せ」のいずれかによって評価することとなります。

類似業種比準価額は、比準要素として配当・利益・純資産がありますが、医療法人は配当が禁止されているため、利益・純資産の2つが比準要素となります。したがって、類似業種比準価額の評価額引下げについては、いかに利益を減らすかがポイントとなります。

また、純資産価額の評価額の引下げについては、いかに資産の相続税評価額を減らすかがポイントとなります。

## 解説

### 1 比準要素数1の会社にならないようにする

#### 【効果】

比準要素数1の会社に該当してしまうと一般の評価会社として評価する場合よりも純資産価額の割合が多くなりますので、比準要素数1の会社にならないようにすることで評価額が上がることを抑えることができます。

「比準要素数1の会社」に相当する医療法人は、比準要素である「1口当たりの利益金額」又は「1口当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれ金額のうち、いずれかが0であり、かつ、直前々期末を基準にしてそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれ

## 46 後継者に自社株を移転したい

## ケース

私（甲）は、製造業であるA社（非上場会社）の創業者であり、発行済株式の100%を所有し、代表取締役役に就いています。

私も高齢になり、A社の株式は2年前に取締役役に就任した長男に譲りたいと考えています。会社の業績は比較的安定しており、長男に任せても問題ないと認識していますが、一方で、万が一に備え、私の会社への影響力が低下してしまうのは避けたいというのが本心です。

私が所有するA社の株式の長男への移転方法について、いい対策がありましたら教えてください。

## 対策メニュー

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 生前贈与（暦年課税）を実行する      |
| 2 | 生前贈与（相続時精算課税）を実行する   |
| 3 | 法人版事業承継税制（特例措置）を活用する |
| 4 | 種類株式（黄金株）を活用する       |
| 5 | 属人的株式を活用する           |
| 6 | 民事信託（指図権）を活用する       |

## 検討のポイント

後継者への株式等の基本的な移転方法としては、生前贈与による移転を検討することになるかと考えます。

第一の対策としては、最も基本的な生前贈与の方法である暦年課税を活用した贈与により徐々に移転をすることです。

## 48 相続人以外の者の貢献に対し報酬を支払いたい

## ケース

私は、数年前から持病の影響で足が不自由になり、生活に支障を来しています。妻は早くに他界し、以来、次男夫婦と持家に同居しています。

特に次男の妻は、私の普段の身の回りの世話に加え、所有している貸家の対応など、一部財産面の管理も含めて私の面倒をよく見てくれており、私の相続時には、彼女の献身に感謝し、若干の財産（金銭）を分け与えたいと考えています。

今後、ますます体力が低下し、判断能力が衰える不安もある中で、どういった方法が考えられるでしょうか。

私には、他に長男と長女がおり、いずれも離れて暮らしています。どちらも、次男夫婦には感謝をしているようですが、次男の妻に財産を渡すことにどのような思いを持つかは分かりません。

## 対策メニュー

- 1 特別寄与料の制度を活用する
- 2 生前贈与を活用する
- 3 遺贈・死因贈与を活用する
- 4 民事信託を活用する
- 5 生命保険契約を活用する

## 検討のポイント

第一の対策として考えられるのが、民法改正（平成30年法律72号）により創設された「特別寄与料」の制度です（民1050①）。同制度の場合、

相続人以外の被相続人の親族（特別寄与者）が、その相続人に対して特別寄与料の請求をすることになります。特別寄与者から相続人に対しての請求となるため、必ずしも円満に行われるとは言い切れません。

本ケースのように、相続人以外の者の貢献を考慮して、被相続人の意思として財産を分け与えたいという場合には、第二の対策として、暦年課税の生前贈与により、その献身に見合う金額を贈与する方法が考えられます。

生前贈与を行わない場合には、第三の対策として、遺言を作成する方法や死因贈与契約を締結する方法が考えられます。

第四の対策として、民事信託を活用し、財産管理の報酬として受託者報酬を支払う仕組みも検討できると思います。将来的な判断能力の低下も含めて対策を考えるのであれば、民事信託の活用には大きなメリットがあると考えます。

第五の対策として、受取人を次男の妻とする生命保険契約を締結する方法も考えられます。

## 解説

### 1 特別寄与料の制度を活用する

#### 【効果】

相続人ではない被相続人の親族で、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（以下「特別寄与者」といいます。）は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（以下「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます（民1050①）。

令和元年7月1日以降に開始した相続については、この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき等は、一定期間内であれば、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

るため、相続人でない次男の妻に対して、この非課税の適用がないことに留意が必要です（相法12①五）。

#### アドバイス

相続人でない次男の妻の献身について遺産を分け与えたい場合には、遺言書を作成する対応が一般的かと考えます。遺言書の付言を活用して、遺言書作成の経緯や内容に関する想いを記すことで、より他の相続人の理解を得やすくなることが期待できます。また、シンプルに生前贈与により金銭を贈与する方法も使いやすい対策かと思われます。

いずれにしても、相続人全員からの理解が得られるような方策や金額で検討する必要があります。